



## 新執行委員会が動きだしました ～新役員からひと言～

**執行委員長・清水池義治** 今期、執行委員長をすることになりました農学部班の清水池です。今期で執行委員会も連続3年目となりましたが、正直、このタイミングで執行委員長をすることは出来ていませんでした。すでにエフォート200%といった感じですが、これまで通り、家族第一、自分の健康第一、それ以外はできる範囲内という姿勢でがんばります。

労働組合としての原理・原則を大切にすることは当然として、大学の労働環境を少しでも改善し、それを継続していけるよう、臨機応変に決断し対応していきます。みなさんの話をよく聞いて執行委員会として決断していきます。歴代の執行委員長の方々にはできませんし、もとよりそのようにするつもりもありません。私がこの間、感じている範囲内では本学の労使関係はあまり正常ではないように思っていますので、正常な労使関係、互いに多少の信頼を感じられる労使関係の実現に向けて進んでいきたいと思えます。何事も一挙に解決は困難です。ベストよりベターです。ベターの積み重ねがベストになることは必ずしもありませんが、停滞するよりはいいでしょう。

組合として取り組むべき課題は山積している一方、執行委員会の体制はここ3年間では最小規模です。ただ、体制そのものには不安はありません。役員「働き方改革」に加えて、組織である以上、誰が執行委員長でも運営可能な組合を作っていく必要があります。役員だけでは到底、手が足りませんので、一般組合員の方々も日常的に関与する執行体制を構築していきたいと考えています。その際にご協力をお願いします。

**副執行委員長・川田学** 初めて執行委員会に加わることになりました。研究方面の専門は発達心理学と保育学で、国内外の保育教育施設を中心にフィールドワークを重ねています。労働問題に明るいとはいえ、頼りない副委員長ですが、保育方面の情報は得やすいので、特に本学の子育て支援のあり方について注視したいと思います。趣味方面の専門は釣りで、特に根魚系とトラウト系です。どうぞよろしくお願いいたします。

**書記長・岡坂直寛** 前回に続き、2年目の書記長となりました。ここ数年は労働問題にかかり「あっせん」「救済申し立て」「労働審判」といった対応が増え、これらについてのノウハウが組合に蓄積しています。これらを利用して新たな問題を解決していく一方で、賃金・労働条件問題といった組合にとって全般的な交渉も進めていきたいと思えます。また、長期的に組合の内部事項について調整を行っていきたく、皆様のご協力を引き続きどうぞよろしくお願いいたします。(あと、やっぱりリアル飲み会しないとなかなか組合の意見が集約できないのでしましょう！)

**書記次長・荒木小梅** この度、執行委員会に加わることになりました。研究林班の技術職員の荒木小梅です。教職員組合に加入して約2年半とまだ日は浅いですが、組合の皆様が様々な問題の解決に向けて日々精力的に活動していただいていることを機関紙の紙面を通じて存じております。若輩者でまだまだ分からないことだらけですが、精一杯、務めさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

**執行委員・安藤邦博** このたび執行委員に選出されました、研究林班の安藤邦博と申します。本学に勤務して3年目と浅い職歴ではありますが、自身も非正規職員かつ宿舍居住者であることから、組合活動の意義と重要性について大変身近なものとして実感しております。執行委員としての活動については未だ右も左も分からなく、足手纏いになるかと思いますがどうぞよろしくお願い致します。

**執行委員・大森正明** この度、執行委員を務めさせて頂く事になりました。研究班の森林技能職員の大森正明です。昨年度1年間、執行委員としての活動を通して教職員組合の重要性を再確認しました。教職員の待遇改善を更に勧めるべく前年に引き続き、執行委員を務めさせていただきます。遠隔地勤務ということでご迷惑をおかけする場面も多々あるかと思いますがどうぞよろしくお願い致します。

## 参加レポ：全大教第31回教職員研究集会（オンライン）

9月9日（土）と10日（日）に行われた教研集会の1日目のみに参加してきました。

基調報告：「市民社会とともに歩む大学～守るべきものと変えるべきこと」（全大教中執）  
 特別講演：「大淘汰時代の大学～“生き残り” 作戦だけでいいのか」（松本美奈先生（東京財団政策研究所研究主幹、上智大学特任教授、帝京大学客員教授）  
 特別講演：「アメリカにおける国家安全保障と大学の学問の自由」宮田由紀夫先生（関西学院大学国際学部教授）

2つ目の特別公演の安全保障関係は今まさに北大でもホットな関心になると感じました。日本における議論とそもそも発想から異なっている点は参考にもなるし日本における直接適用が難しくも感じました。しかしとにかく抜群に興味深い講演で、質疑応答の際にも参加者からの質問が途切れませんでした。講演のポイントは次のとおりです。集会のレジュメは岡坂が保存しておりますので希望される方は書記局までご連絡ください。（書記長・岡坂）

- ・アメリカにおいては憲法に「学問の自由」の明記がなく、「言論の自由」から「研究成果公表の自由」が保証される。
- ・大学研究者が行うか否かの線引きが「軍事研究」ではなく「軍事『機密』研究」。これは上述の「研究成果公表の自由」の観点から、「研究成果を公表できるか」が判断の要となるため。また公表の自由があるなら国防省の基礎研究も大学は受け入れる。
- ・日本と異なり各省の研究助成制度が並列している（日本の科研費規模に相当するような集中的な総合研究助成制度がない。例えば最大助成制度は「アメリカ国立衛生研究所（NIH）」のもの。）。
- ・公表の度合いが同じ「基礎研究」であれば財源元の機関で特に受け入れを区別しない（上述のように国防省の「基礎研究」を実際に受け入れている）。「軍民両用研究」は「機密」ではないのなら基本的に「基礎研究」の判断枠組みとなる。しかし核物理学・生物・化学等の分野で研究成果の学術誌への掲載可否が学会や大学で差し止められる場合があるなど、「研究分野」単位での公表時の規制等は存在する様子。

## 北大総長解任取消訴訟で4人の職員が証言 & 不開示処分取消訴訟が結審

2023年9月6日(水)に北大総長解任取消訴訟第13回口頭弁論が札幌地裁第805号法廷で行われました。10:30から16:30まで行われた今回の法廷では、4人の職員が証人として、名和前総長の非違行為の中身について証言しました。ある職員は、「日本の科学研究の失速を食い止める会」の依頼講演のパワーポイントを急に作るように言われたことを問題視していましたが、総長室で講演依頼は管理しており、総長室全体の怠慢のように感じられました。また、感謝状贈呈式で担当理事が出席していないことを叱責されたことについても、事前に前総長に出席できないことを伝えておらず、証人の方にも問題があるように感じられました。今回証言した4人は、数日前に総務課長から調査委員会からヒアリングを受けるように指示されたことと証言していますが、ヒアリングの目的や内容については事前連絡なく、ヒアリング資料に添付された書証の出所もあいまいなままでした。今回は、2023年9月27日(水)10:30から西井準治理事ら3名が証言する予定ですが、原告側は解任の経緯を知っている笠原総長代理、長谷川晃副学長、石山総長選考会議議長、吉川調査委員会座長らの証人申請を行っています。また、9月7日(木)に北大情報不開示処分取消等請求訴訟第10回口頭弁論が行われ、原告被告双方から書面が出され、結審しました。判決は、12月14日(木)13:10から札幌地裁第805号法廷で行われます。引き続き傍聴の方よろしくお願い致します。(山田)

## 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」に北大から採択される ～ 組合では研究インテグリティ委員会の審査内容を情報公開請求で確認 ～

防衛装備庁は8月10日、安全保障技術研究推進制度2023(R5)年度の新規採択研究課題を発表しました。この中に北海道大学から申請された「災害医療対応・外傷処置・外傷手術XR遠隔支援システムの開発」(大規模研究課題)がありました。

2016年度にこの制度に採択されたものの、学術会議の声明を尊重して3年目の研究を辞退した経緯が北海道大学にはありました。その後北大は、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」を2022年9月に役員会決定し、その後に設置された学内の「研究インテグリティ委員会」での審査を経て、防衛装備庁の同制度に応募できる体制を整えていました。

そこで今回の採択の情報を得て、本労働組合では研究インテグリティ委員会における令和5年度防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」の審査にかかる法人文書を情報公開請求し、9月25日付けで文書の一部開示を得ました。開示された文書から判明した内容は主に次の通りです。

令和4年度 第4回研究インテグリティ委員会	
日 時:	令和5年3月28日(火) 9:00 ~ 12:00
場 所:	事務局1階 中会議室
【議題】※カッコ内は審議時間の目安	
(9:00~9:40)	1. 「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に係る審査要領について(資料1)
(9:50~10:35)	2. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供に係る審査について(情報科学研究所・医学研究院・大学病院:1件).....資料2-1~4
(10:40~12:00)	3. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供に係る審査について(電子科学研究所:2件).....資料3-1~4、資料4-1~4
(参考資料)	
1. 研究インテグリティ委員会委員名簿	
2. 国立大学法人北海道大学研究インテグリティ委員会経緯	
3. 北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針(令和4年9月26日付け役員会決定)	
4. 国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い(令和4年9月26日付け役員会決定)	
5. 国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱いについて(通知)(令和4年11月8日付け毎大研第21号)	

(開示された法人文書)

- ・公開された資料は令和5年3月28日(火)に実施された「令和4年度第4回研究インテグリティ委員会」の議事次第と附議資料、議事録等の資料。
- ・審査にかかった申請は合計3件。1件は「情報科学研究所・医学研究院・大学病院」を関

係部局とするもので、これは採択があった「災害医療対応」の研究課題のものと思われる。なお今回、関係部局として医学研と病院が関わっていたことはこの情報公開で初めて確認できたと思われる。もう2件は「電子科学研究所」を関係部局とするもの。この電子研の2件の内、1件は「研究代表」、1件が「研究分担」の申請だが、同時に審査にかけているため、同一研究者か同一研究チームが、自身を代表とするもの1件と、他機関の研究者が代表になるものの分担としての1件を、同時に審査したものと推測される。なおこの電子研の申請について、代表分は防衛装備庁の採択リストに見つからないため不採択となったと思われる。分担分が採択となったかは、代表機関がどこであるか不明のため、把握できていない。

- 委員会委員名簿は公開された。増田研究担当理事、行松リスク管理担当理事等が氏名を明かして公開された一方で部局から選出された3名の教授のみ、氏名は公開されなかった。
- 議事録によると、審査に付された3件は、委員会によるヒアリングを経た上で、予め用意された「審査票」の評価内容を満たすものと判断され、申請することが「可」と判断された。しかし3件とも、申請において「大学の取扱い基準を遵守すること」「防衛装備庁から研究計画変更等の要請があった場合は速やかに大学に報告すること」「必要に応じて再審査（フォローアップ）を受けること」等を制約するという条件が付与された。さらに電子研の申請2件については「軍事応用の可能性や民生分野以外で懸念される用途」について増田研究担当理事等に追加で説明を行うこと、等がさらに条件とされた。
- 申請書本体等、研究代表者や研究課題の具体的な内容を確認できる文書は不開示となったため公開されなかった。

（私見：今回公開された文書は本学の透明性確保と説明責任を十分に果たすものか？）

「開示された文書」の中で黒塗りとなっていた主な部分は「研究代表者・研究分担者の氏名」「審査委員の内の、部局から選出された3名の教授の氏名」「電子研の申請に対してヒアリングで出た審査員からの意見」の3点でした。文書の大半は公開されたと評価できると思います。

情報開示された文書には「審査要領」と「審査票」が含まれたことから、申請を「可」とした判断基準を確認することができます。一方で、もしも今回の申請が「不可」と判断された場合に、その根拠を、今回と同じ開示基準で把握することができるかについて、やや懸念があります。大学はヒアリングで出た「意見」部分を黒塗りとしましたが、これは発言者を明らかにしない範囲で、かつ、要約する等して申請研究者を特定できないようにした上で、議事録とは別の審査結果要旨などとして積極的に公開した方がよいと感じました。

黒塗りとなった3名の教授の氏名については、任期が令和6年3月31日までとまだ在任中であることから、任期中は氏名を不開示とすることには一定の理由があるのかも知れません。しかし、他の理事や事務担当者の氏名を公開するなかで、3名のみを不開示とした処置は、やや基準の不統一性を感じました。少なくとも大学は、委員の任期が終了した後には、審査員となった教授3名の氏名も公開すべきと思います。

本件は社会的な関心も深く、以上に加えて情報の透明性や大学の説明責任を問う動きは今後も出てくるかと思っています。組合は引き続き、大学に対しこれらの要請に真摯に対応するよう求めます。

本記事の特に「私見」部分は情報開示を行った岡坂の個人的な見解です。現時点で本記事が本労働組合の基本スタンスや公式見解を示すものではない点にご留意願います。また、今回公開された文書は組合ホームページで全文を公開する予定です。 （書記長・岡坂）